第 201700080193 号 防起第 6 7 1 号 - 1 発 境 自 第 7 1 号 平成 2 9 年 6 月 2 9 日

経済産業大臣 世耕 弘成 様

鳥取県知事 平井伸治

米子市長 伊木隆司

境港市長 中村 勝治

中国電力株式会社の島根原子力発電所1号機の廃止措置計画認可を踏まえた 要望について(送付)

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上 げます。

さて、このことについては、平成27年3月19日に中国電力株式会社が廃止決定を行った際、そして平成28年6月17日に中国電力株式会社が廃止措置計画を認可申請する際に、貴省に対して、万が一原子力災害が発生した場合の適切な対処について要望を行ってきたところであります。

この度、4月19日に中国電力株式会社から廃止措置計画が認可されたとの報告を受け、原子力規制庁及び中国電力株式会社から審査結果等について説明を受け、県議会、県原子力安全顧問、県原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議し、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力株式会社が締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基き、6月27日にこれに対する意見を中国電力株式会社に提出したところです。

ついては、今回、貴省に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が 及び得るという周辺地域の不安を勘案し、引き続き適切に対処されるよう、別紙1のと おり強く要望します。なお、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙2のと おり意見を付しています。

経済産業省への要望

- 1 使用済燃料及び新燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の再処理等、国が国民の理解を得ながら前面に立って体制の確立に取り組むこと。
- 2 原子力発電施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分については、発生者 責任の原則を基本としつつ、国としても、処分が円滑に実現できるよう体制の確立に 向け、取組を加速させること。
- 3 中国電力株式会社に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、教育訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう指導すること。
- 4 中国電力株式会社に対し、廃止措置の実施状況等について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うよう指導すること。
- 5 中国電力株式会社に対し、廃止措置の各段階に係る一連の手続きに際し、その都度 鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことはじめ、立地自治体と同等に対応するよ う指導すること。
- 6 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な 仕組みを検討し、整備すること。
- 7 中国電力株式会社に対し、万が一原子力災害が発生した場合は、周辺地域にも被害が及ぶという実情などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。
- 8 原子力発電施設については、廃止措置段階においても島根原子力発電所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

中国電力株式会社に対応を求める事項

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、原子力規制委員会の審査を受けた廃止措置の全体計画及び解体工事準備期間(第1段階)の廃止措置の実施に限り 了解する。
- 2 廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、適切に実施すること。また、地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること。

特に、放射性物質の扱いを伴う廃止措置作業については、安全神話に陥ることなく、 起こり得る事故を十分に想定しているか常に検討するリスク管理を徹底し、自発的な 改善によって事故リスクを解消すること。

万が一、人と環境に影響する恐れのある事故等が発生した場合は、安全協定に基づき、鳥取県、米子市及び境港市(以下「鳥取県等」という。)に速やかに報告するとともに、迅速かつ的確に対応し、その対応について鳥取県等の理解と協力を得るようにすること。

- 3 解体工事準備期間(第1段階)における認可を受けた廃止措置計画の変更及び原子 炉本体周辺設備等解体撤去期間(第2段階)以降の廃止措置計画の変更に際しては、 安全協定に基づきその都度鳥取県等に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に 対応すること。
- 4 廃止措置の実施状況及び廃止措置計画の変更について適宜、地域住民、鳥取県等に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 5 原子力安全においては事業者の役割が最も重要であることから、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。
- 6 使用済燃料及び新燃料の全量搬出・譲渡しについて、責任を持って、安全な管理及 び実効性のある処分を適正に行うこと。
- 7 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等については、責任を持って、安全を第一に、 関係する規制基準等に従い、適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。
- 8 系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について、周辺環境 への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- 9 原子力発電所については、廃止措置段階においても原子力防災対策など行政の財政 負担が引き続き生じることから、長期にわたって必要となる原子力防災対策の費用に ついては、国による適切な財政措置が実現するまでの間、引き続き事業者として必要 な負担を行うこと。